宮城県農業農村整備事業等測量業務共通仕様書　新旧対照表（令和５年１０月）

（下線の部分は改定部分）

＜　改定後（令和５年 10 月）　＞	＜　現　行（令和３年 10 月）　＞	＜　備考　＞
条文	**条文**	
第１条　～　第１３条　［略］	**第１条　～　第１３条　［略］**	
第１４条　関係官公庁への手続き等 　受注者は、測量業務等の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、測量業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行わなければならない。 ２　受注者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合には、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議しなければならない。 ３　受注者は、測量法第２１条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第２３条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第３６条（計画書についての助言）、第３７条（公共測量の表示等）、第４０条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し調査職員に提出しなければならない。また、規程第１４条に基づく測量成果の検定を行わなければならない。	**第１４条　関係官公庁への手続き等** 　受注者は、測量業務等の実施に当たっては、発注者が行う＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、測量業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行わなければならない。 ２　受注者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合には、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議しなければならない。 【新設】	
第１５条　～　第３９条　［略］	**第１５条　～　第３９条　［略］**	